

事故の確認申請等の事務手続上の留意事項等について

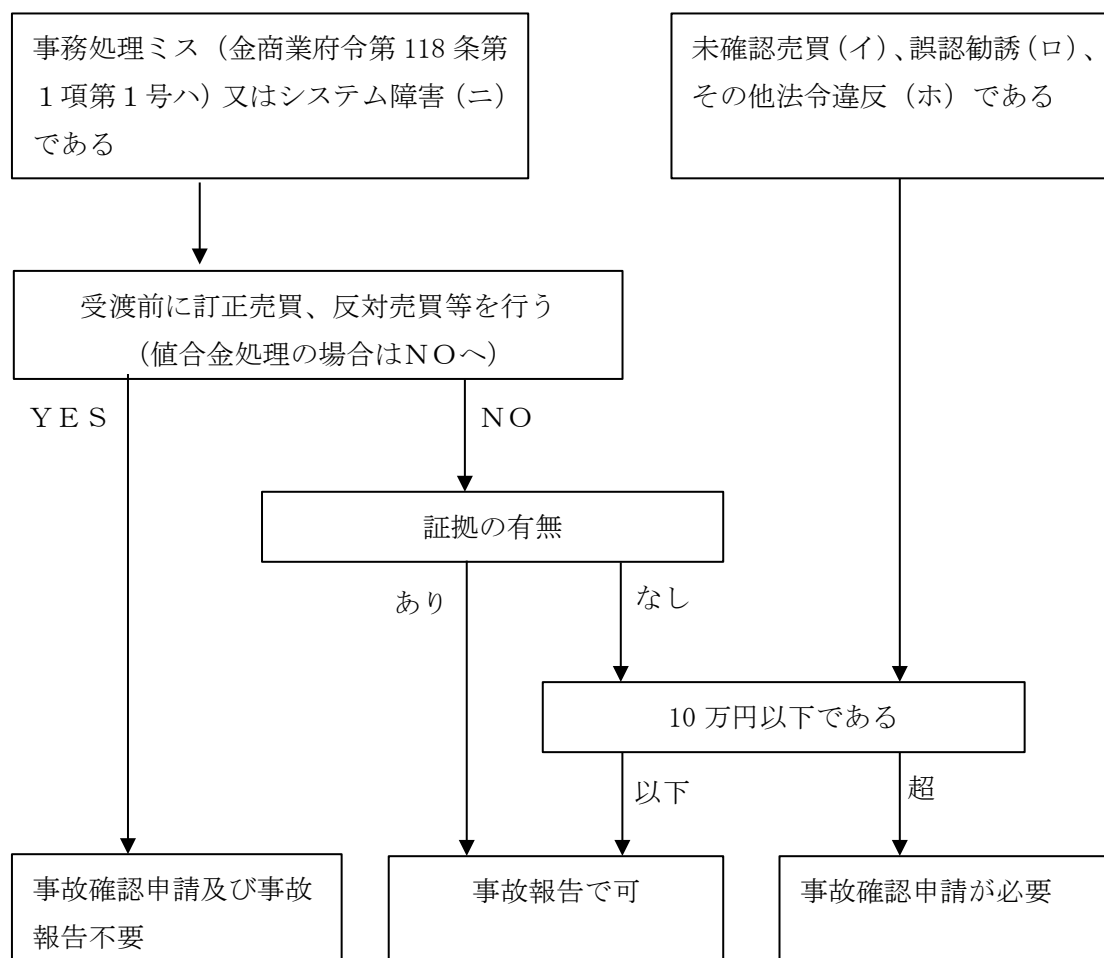
金先協平19第284号

平19年12月20日

平20年2月12日一部改正

2020年12月10日一部改正

I 事故の処理方法について（確認申請又は事故報告の分類方法）



II 事故確認申請について

1. 申請書の作成、提出先

事故確認申請書は、顧客の損失額を確定した後、本協会監査部を通じて事故の発生した本店その他の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出する。

顧客口座へは、財務局長等の確認を受けた後、入金する。

事故確認申請書は、財務局長等提出用2部、協会用1部、合計正本3部提出。

2. 添付書類について

(1) 顧客の証明書類について

事故確認申請書には、顧客もこの事故処理に同意している（争いが無い）ことを証明する書類を添付する必要がある。添付をしない場合は、原則として確認されない。

当該書類は、顧客が事故確認申請書に記載された事項について確認していることを証明するに足るものであればどのようなものでも良く、特に様式の定めはない。例えば、事故確認申請書の写しに、記載事項を確認した旨の文言と顧客の署名、捺印等があるもの等が考えられる。

(注) 事務処理ミスやシステム障害など顧客と関係ないところで起きた場合は除く。

(2) 提供しようとする利益の額の計算根拠

(3) 事故を発生させた当事者が作成した事故内容を記載した報告書

(4) 注文伝票

(5) 顧客勘定元帳

なお、ただちに作成されない場合は取引日記帳

(6) 顧客属性

(7) 上記以外に、財務局長等において、個別審査を行う上で必要と認められる追加資料を提出する。

III 事故報告書について

1. 報告書の作成、提出先

(1) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下「金商業府令」という。）第119条第3項に定める事故報告（事故の確認が不要の場合の報告）に当たっては、本報告書正本2部（添付書類がある場合は、添付書類を含む2部）を作成し、財産上の利益の提供を申し込み、約束又は提供した日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会監査部を経由して事故の発生した営業所等を管轄する財務局長等に提出すること。

(2) 本報告書は、年月日順に、事故の概要を簡潔に記載すること。

(3) 提供した利益額の根拠となる計算をした資料等を添付すること。

(4) 事務処理上のミス及びシステム障害により顧客に損失を及ぼした事故について、その訂正処理が受渡前（※）に行われたときは、これら事故により発生した損失が実質的には顧客に帰属していないものとして、事故確認申請及び本報告書の提出は要しないこととするが、この場合であっても、当該訂正処理として損失補てん行為が行われることがないよう、十分な社内管理を行うこと。

(※) 店頭外国為替証拠金取引においては、「受渡」の時点を定義することが困難な場合もあることから、上記の「受渡前」を「会員とカバー取引先との決済前」（例えば、事故に係る通貨ペアの取引について、カバー取引先との決済を取引日の2営業日後に行う場合は、「受渡前」を「事故の発生日を含めて3営業日以内」とする。）と読み替えます。

2. 報告書の各記載項目

(1) 年月日

顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供（精算）した年月日を記載すること。

(2) 事故の発生した営業所の名称及び所在地

事故となる行為に関係した役職員の所属する営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(3) 行為者等の氏名又は部署名（仲介業者にあつては、仲介業者名）

(ア) 事故となる行為に関係した役職員の氏名を記載すること（仲介業者の場合は仲介業者名も記載すること）。

(イ) 事務処理上のミスで行為者が特定できない場合には当該ミスが発生した部署の名称を、また、システム障害の場合には統括する部署の名称を記載すること。

(4) 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、所在地、代表者の氏名）

財産上の利益の提供等をした顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

(5) 行為区分

金商業府令第118条第1号のうち、該当する事故の記号（イ、ロ、ハ、ニ、ホ）を記載し、複数の記号に該当する場合は、その記号をすべて記載すること。

(6) 事故の概要及び理由

(ア) 当初の取引内容、事故の原因及び訂正内容等について、具体的に分かりやすく記載すること。

(イ) 事故の原因が役職員（法人であるときは、その行為に関係した役職員を含む。）の法令又は協会規則違反（不適切行為で過失による場合を除く。）である場合には、その旨を記載すること。

なお、この場合には、行為者について、金融庁長官（財務局長等）に対し事故等届出を行うとともに、本協会に「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第7条第1項に規定する「事故報告書」を提出すること。

(7) 財産上の利益の額

顧客に提供等をした財産上の利益の額を記載すること。

(8) その他参考となるべき事項

(ア) スワップ金利や取引手数料などがあればこの欄に記載すること。

(イ) 参考となるべき事項がない場合はその旨を記載すること。

(9) 行為区分別内訳

財産上の利益の提供等をした件数（顧客数）及び金額を合算して記載すること。

(注) 上記の事故確認申請について、正本を本協会に提出する前に、内容の確認等のため、ドラフトを本協会監査部宛てに Kinsaki-net 又は電子メールにより送付してください。事故報告書の形式的な記載内容等について、ドラフトの確認等を本協会に求める場合は、本協会への提出期限が厳守できるよう、余裕を持って Kinsaki-net 等により本協会監査部宛てに送付してください。

平成 20 年 2 月 12 日 改正内容

(1) Ⅲ 1. (3) の (※) を追加。

(2) (注) を追加。

2020 年 12 月 10 日 改正内容

(1) 「事後報告」を「事故報告」に改める。

(2) 「営業所等」及び「財務局長等」を定義。

(3) 本協会への事故報告の提出期限を定め、添付資料を追加。